

◎厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件
新 旧 対 照 条 文

○厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）第一号、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号）第一号及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、児童デイサービス、自立訓練及び障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）、法第三十二条第一項に規定する指定相談支援（以下「指定相談支援」という。）並びに法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援については十円、居宅介護、重度訪問介護、<u>同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービス</u>については八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六条第一項に規定するサービス事業所、法第三十四条第一項に規定	一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）第一号、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号）第一号及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、児童デイサービス、自立訓練及び障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）、法第三十二条第一項に規定する指定相談支援（以下「指定相談支援」という。）並びに法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援については十円、居宅介護、重度訪問介護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六条第一項に規定するサービス事業所、法第三十四条第一項に規定する指定障

する指定障害者支援施設等、指定相談支援の事業を行う事業所又は法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	特別区
サービス種類	割合
旧知的障害者通勤寮支援	千分の千四十八
就労継続支援	千分の千六十八
旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合）	
自立訓練	千分の千七十
就労移行支援	千分の千七十一
居宅介護	千分の千七十二
重度訪問介護	
同行援護	
行動援護	
児童デイサービス	
短期入所	
重度障害者等包括支援	
相談支援	
生活介護	千分の千七十三
旧身体障害者更生施設支援	
旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合）	千分の千七十五
施設入所支援	千分の千七十九
旧身体障害者療護施設支援	千分の千八十

害者支援施設等、指定相談支援の事業を行う事業所又は法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	特別区
サービス種類	割合
旧知的障害者通勤寮支援	千分の千四十八
就労継続支援	千分の千六十八
旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合）	
自立訓練	千分の千七十
就労移行支援	千分の千七十一
居宅介護	千分の千七十二
重度訪問介護	
行動援護	
児童デイサービス	
短期入所	
重度障害者等包括支援	
相談支援	
生活介護	千分の千七十三
旧身体障害者更生施設支援	
旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合）	千分の千七十五
施設入所支援	千分の千七十九
旧身体障害者療護施設支援	千分の千八十

特甲地									
旧知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合）	旧知的障害者授産施設支援	旧知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合）	共同生活援助	共同生活介護	旧知的障害者通勤寮支援	就労継続支援	旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合）	自立訓練 就労移行支援	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 相談支援
		千分の千八十六	千分の千九十七	千分の千九十八	千分の千四十七	千分の千五十七		千分の千五十九	千分の千六十
生活介護	旧身体障害者更生施設支援	千分の千六十一							千分の千六十二
旧身体障害者授産施設支援（旧指									

特甲地									
旧知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合）	旧知的障害者授産施設支援	旧知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合）	共同生活援助	共同生活介護	旧知的障害者通勤寮支援	就労継続支援	旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合）	自立訓練 就労移行支援	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 相談支援
		千分の千八十六	千分の千九十七	千分の千九十八	千分の千四十七	千分の千五十七		千分の千五十九	千分の千六十
生活介護	旧身体障害者更生施設支援	千分の千六十一							千分の千六十二
旧身体障害者授産施設支援（旧指									

甲地									
短期入所 児童デイサービス 生活介護 行動援護 同行援護 重度訪問介護 居宅介護 就労移行支援	定特定身体障害者通所授産施設において行う場合)				施設入所支援	千分の千六十六			
	旧身体障害者療護施設支援				旧身体障害者更生施設支援（旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合）	千分の千六十七			
	旧知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合）				旧知的障害者授産施設支援	千分の千七十二			
	共同生活援助				共同生活介護	千分の千八十一			
	旧知的障害者通勤寮支援				就労継続支援	千分の千二十四			
	旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合）				自立訓練	千分の千三十五			
					就労移行支援	千分の千三十六			
					居宅介護				
					重度訪問介護				
					同行援護				

甲地									
短期入所 児童デイサービス 生活介護 行動援護 同行援護 重度訪問介護 居宅介護 就労移行支援	定特定身体障害者通所授産施設において行う場合)				施設入所支援	千分の千六十六			
	旧身体障害者療護施設支援				旧身体障害者更生施設支援（旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合）	千分の千六十七			
	旧知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合）				旧知的障害者授産施設支援	千分の千七十二			
	共同生活援助				共同生活介護	千分の千八十一			
	旧知的障害者通勤寮支援				就労継続支援	千分の千二十四			
	旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合）				自立訓練	千分の千三十五			
					就労移行支援	千分の千三十六			
					居宅介護				
					重度訪問介護				
					同行援護				

丙地						
	児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 自立訓練 就労移行支援 相談支援 旧身体障害者更生施設支援 旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合） 施設入所支援 旧身体障害者療護施設支援 旧知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合） 旧知的障害者授産施設支援 旧知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合） 共同生活援助 共同生活介護 居宅介護 重度訪問介護 同行支援 行動支援 生活介護 児童デイサービス	千分の千十九	千分の千二十	千分の千二十二	千分の千二十三	千分の千二十四

丙地						
	児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 自立訓練 就労移行支援 相談支援 旧身体障害者更生施設支援 旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合） 施設入所支援 旧身体障害者療護施設支援 旧知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合） 旧知的障害者授産施設支援 旧知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合） 共同生活援助 共同生活介護 居宅介護 重度訪問介護 行動支援 生活介護 児童デイサービス	千分の千十九	千分の千二十	千分の千二十二	千分の千二十三	千分の千二十四

二 (略)	
	短期入所 重度障害者等包括支援 共同生活介護 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助 相談支援 旧身体障害者更生施設支援 旧身体障害者療護施設支援 旧身体障害者授産施設支援 旧知の障害者更生施設支援 旧知の障害者授産施設支援 旧知の障害者通勤寮支援
二 (略)	
	短期入所 重度障害者等包括支援 共同生活介護 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助 相談支援 旧身体障害者更生施設支援 旧身体障害者療護施設支援 旧身体障害者授産施設支援 旧知の障害者更生施設支援 旧知の障害者授産施設支援 旧知の障害者通勤寮支援